

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成30年6月7日現在

Table with 4 columns: 福島県 (Fukushima Prefecture), 出荷制限 (Shipping Restrictions), 採取制限 (Collection Restrictions), and 備考 (Remarks). The table is organized by food category (e.g., 原乳, 野菜類, 穀類, 水産物, 肉) and lists specific products and their corresponding restrictions and collection areas.

※1 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、大熊町、双葉町、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、2)飯館村(平成25年3月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成30年6月7日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、鵜ヶ沢町、階上町(ナラタケを除く。)
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木ナメコ(露地栽培)を除く。)
	タケノコ	一関市、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	セリ(野生のものに限る。)	奥州市
水産物	ワラビ(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
肉	イワナ(養殖を除く。)	砂鉄川(支流を含む。)
	牛の肉 <sup>※1</sup>	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリ	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、白石市、東松島市、蔵王町、丸森町、富谷市 ----- 仙台市、気仙沼市、名取市、角田市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、村田町、川崎町、大和町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市、村田町
	タケノコ	栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町、及び旧瀬峰町及び旧若柳町の区域を除く。)、大崎市(旧三本木町の区域に限る。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。)
	クサソテツ(こごみ)	栗原市
	コシアブラ	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	気仙沼市、大崎市、丸森町
	タラノメ(野生のものに限る。)	気仙沼市、栗原市、大崎市
	ワラビ(野生のものに限る。)	大崎市、加美町
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碓石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)&及び松川(支流を含む。)&ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)&ただし、白石川の白幡堰堤より上流、五福谷川、内川の合流地点より上流及び雉子尾川の金栄橋より上流水域を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	白石川(支流を含む。)&ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)&ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)&及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	牛の肉 <sup>※1</sup>	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	行方市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く) ----- 土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く)
	タケノコ	北茨城市、鉾田市、大洗町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市、城里町
水産物	アメリカナマス(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)&ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

※1 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)&及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成30年6月7日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	矢板市、那須塩原市、上三川町、壬生町、塩谷町、那須町 宇都宮市、足利市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、日光市、真岡市、大田原市、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町、那珂川町、鹿沼市、さくら市、益子町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クワタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町	
ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市	
肉	牛の肉 <sup>※1</sup>	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域

群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
	こしあぶら(野生のものに限る。) <sup>※2</sup>	前橋市(旧富士見村に限る。)、沼田市、渋川市(旧伊香保町に限る。)、藤岡市(旧藤岡市に限る。)、みどり市(旧勢多郡東村に限る。)、下仁田町、中之条町、長野原町、草津町、みなかみ町、嬬恋村、片品村及び川場村
	たらのめ(野生のものに限る。) <sup>※2</sup>	前橋市(旧富士見村に限る。)、高崎市(旧倉瀬村に限る。)、沼田市(旧利根村に限る。)、渋川市(旧渋川市に限る。)、吉岡町、中之条町(旧中之条町に限る。)、及び川場村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリ	全域

埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町

千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	流山市、八千代市、我孫子市、白井市 千葉市、佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。))並びに手賀川(支流を含む。))
	コイ	
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。))ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

新潟県		出荷制限
野菜類	コシアブラ(野生のものに限る。)	魚沼市、南魚沼市、湯沢町及び津南町
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)

山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村

長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村
肉	シカの肉	軽井沢町 富士見町(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。)

静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

※1 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。))及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

※2 旧市町村は平成15年3月31日時点のもの







原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成30年6月7日現在

青森県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.26～： 千鶴町等、上野町(アラクガを除く。)	
		H24.10.26～H27.11.20期限： 千代田市(アラクガに限る。)	
		H24.10.30～H27.11.20期限： 青森市(アラクガを除く。)	
水産物	マダラ	H25.10.1～H27.11.20期限： 野付町(アラクガに限る。)	
		H25.10.26～H29.3.31期限： 陸奥町(アラクガに限る。)	
		H24.8.27～H24.10.31期限： 青森県東津軽郡野付町と北海道函館市山形灯台とを結ぶ線、同線の中心点の直線の東の東の、北海道入り町町霞町灯台と正南の線、最大高潮時海岸線と青森市平島界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
岩手県		出荷制限	
農産物	タケノコ	H24.8.21～： 一関市、真岡市	
		H24.8.26～： 釜淵町(下記の地域を除く。)	
	原木シタケ(露地栽培)	H24.10.19～H27.11.20期限： 一関市、真岡市	
		H24.10.29～H27.11.20期限： 釜淵町(下記の地域を除く。)	
	原木シタケ(露地栽培)	H24.8.29～H27.11.20期限： 一関市、大船町	
		H24.8.29～H27.11.20期限： 釜淵町(下記の地域を除く。)	
	野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.29～H27.11.20期限： 釜淵町(下記の地域を除く。)
			H24.8.29～H27.11.20期限： 釜淵町(下記の地域を除く。)
			H24.8.29～H27.11.20期限： 釜淵町(下記の地域を除く。)
		コンアブラ	H24.8.29～H27.11.20期限： 釜淵町(下記の地域を除く。)
H24.8.29～H27.11.20期限： 釜淵町(下記の地域を除く。)			
セリ(野生のものに限る。)		H24.8.29～H27.11.20期限： 釜淵町(下記の地域を除く。)	
		H24.8.29～H27.11.20期限： 釜淵町(下記の地域を除く。)	
ゼンマイ		H24.8.29～H27.11.20期限： 釜淵町(下記の地域を除く。)	
		H24.8.29～H27.11.20期限： 釜淵町(下記の地域を除く。)	
フタビ(野生のものに限る。)		H24.8.29～H27.11.20期限： 釜淵町(下記の地域を除く。)	
	H24.8.29～H27.11.20期限： 釜淵町(下記の地域を除く。)		
雑穀	大豆	H25.1.4～H25.2.4： 釜淵町(一関市(旧清水村の区域に限る。))	
穀類	ジャ	H24.11.13～H26.4.11 期限： 釜淵町(旧長村の区域に限る。)、一関市(旧大原町の区域に限る。)	
	H24.11.30～H26.4.11 期限： 奥州市(旧表川村の区域に限る。)		
水産物	スズキ	H24.10.25～H27.11.20期限： 最大高潮時海岸線と釜淵町境界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県奥州界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	マダラ	H24.5.2～H25.1.17期限： 最大高潮時海岸線と釜淵町境界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県奥州界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	ヒラメ	H25.5.8～H25.8.30期限： 最大高潮時海岸線と釜淵町境界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金山頂上から正東の線、宮城県石巻市金山頂上から正西に引いた同市社半島最大高潮時海岸線に接する線及び宮城県最大高潮時海岸線に接する線	
	イワシ(養殖を除く。)	H24.5.8～H27.9.30期限： 釜淵川(支流を含む。)	
	ウグイ	H24.5.11～H27.3.10期限： 釜淵川の上流(支流を含む。)、石巻川の上流、石巻川の上流、入野川の上流、御所川の上流、山田川の上流、田邊川の上流、鍋敷川の上流、豊沢川の上流及び舟越川の上流	
肉	牛肉	H24.8.17～H28.8.25期限： 釜淵川(支流を含む。)	
	豚肉	H24.8.17～H28.8.25期限： 釜淵川(支流を含む。)	
	鶏肉	H24.8.17～H28.8.25期限： 釜淵川(支流を含む。)	
宮城県		出荷制限	
農産物	タケノコ	H24.5.1～H27.4.24 期限： 白石市	
		H24.5.1～H26.4.17 期限： 丸森町(旧群利村の区域に限る。)	
		H24.5.1～H27.4.24 期限： 丸森町(旧丸森町及び旧小栗村の区域に限る。)	
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.29～H27.11.20期限： 釜淵町(下記の地域を除く。)	
		H24.8.29～H27.11.20期限： 釜淵町(下記の地域を除く。)	
		H24.8.29～H27.11.20期限： 釜淵町(下記の地域を除く。)	
	野菜類	原木シタケ(露地栽培)	H24.8.29～H27.11.20期限： 釜淵町(下記の地域を除く。)
			H24.8.29～H27.11.20期限： 釜淵町(下記の地域を除く。)
			H24.8.29～H27.11.20期限： 釜淵町(下記の地域を除く。)
		原木シタケ(露地栽培)	H24.8.29～H27.11.20期限： 釜淵町(下記の地域を除く。)
H24.8.29～H27.11.20期限： 釜淵町(下記の地域を除く。)			
コンアブラ		H24.8.29～H27.11.20期限： 釜淵町(下記の地域を除く。)	
		H24.8.29～H27.11.20期限： 釜淵町(下記の地域を除く。)	
ゼンマイ		H24.8.29～H27.11.20期限： 釜淵町(下記の地域を除く。)	
		H24.8.29～H27.11.20期限： 釜淵町(下記の地域を除く。)	
フタビ(野生のものに限る。)		H24.8.29～H27.11.20期限： 釜淵町(下記の地域を除く。)	
	H24.8.29～H27.11.20期限： 釜淵町(下記の地域を除く。)		
雑穀	大豆	H25.1.4～H25.3.15： 釜淵町(旧金成村の区域に限る。)	
	H25.3.15～H25.3.15期限： 釜淵町(旧金成村の区域に限る。)		
穀類	ジャ	H24.11.16～H26.4.11期限： 釜淵町(旧金成村の区域に限る。)	
	H24.12.14～H26.2.25期限： 大崎市(旧一栗村の区域に限る。)		
水産物	クロダイ	H24.8.29～： 宮城県安部町金山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と釜淵町境界の正東の線、宮城県石巻市金山頂上から正西に引いた同市社半島最大高潮時海岸線に接する線及び宮城県最大高潮時海岸線に接する線	
	マダラ	H24.4.10～H27.11.20期限： 宮城県石巻市金山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と釜淵町境界の正東の線、宮城県石巻市金山頂上から正西に引いた同市社半島最大高潮時海岸線に接する線	
	ヒラメ	H24.5.30～H25.4.1期限： 最大高潮時海岸線と釜淵町境界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金山頂上から正東の線、宮城県石巻市金山頂上から正西に引いた同市社半島最大高潮時海岸線に接する線	
	マダラ	H24.5.2～H24.8.30期限： マダラ(1尾の重量が1キログラム以上のもの)	
	H24.5.2～H24.8.31期限： マダラ(1尾の重量が1キログラム以上のもの)		
イシイロ	ヒメシロ	H24.8.27～H28.8.25期限： 釜淵川(支流を含む。)	
	H24.8.27～H28.8.25期限： 釜淵川(支流を含む。)		
	H24.8.27～H28.8.25期限： 釜淵川(支流を含む。)		
肉	牛肉	H24.8.17～H28.8.25期限： 釜淵川(支流を含む。)	
	豚肉	H24.8.17～H28.8.25期限： 釜淵川(支流を含む。)	
	鶏肉	H24.8.17～H28.8.25期限： 釜淵川(支流を含む。)	

※( )の箇所は、出荷制限の対象





原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成30年6月7日現在

熊本県		出荷制限
水産物	マアジ(葉巻を除く。)	H24.10~H25.1.23解除：熊本県内の産出場所のうち日光市足尾町内河川(支流を含む。ただし、産出地との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10~H25.3.28解除：水野川(支流を含む。)
	イワナ(葉巻を除く。)	H24.8.20~H25.12.17解除：熊本県内の産出場所のうち日光市足尾町内河川(支流を含む。) H25.3.30~H27.3.29解除：熊本県内の産出場所のうち日光市足尾町内河川(支流を含む。)
	ウグイ(葉巻を除く。)	H24.5.7~H24.9.28解除：天草川(支流を含む。ただし、天草川及びその支流を除く。) H24.5.30~H24.9.28解除：荒瀬川(支流を含む。)
	その他の魚	H24.5.30~H25.1.23解除：荒瀬川(支流を含む。) H24.5.30~H25.1.23解除：荒瀬川(支流を含む。)
肉	H24.12.9~H25.1.23解除：豚肉(豚の定めるところに基づき管理される豚を指す。) H24.12.9~H25.1.23解除：豚肉(豚の定めるところに基づき管理される豚を指す。) H24.12.9~H25.1.23解除：豚肉(豚の定めるところに基づき管理される豚を指す。)	
その他	H23.7.8~H24.6.1解除：熊本市 H23.6.2~H25.3.28解除：大田原市 H23.6.2~H25.3.1解除：熊本市	
群馬県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ	H23.3.21~4.8解除：全県
	カボチャ	H23.3.21~4.8解除：全県
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.28~：源田町、高井町、藤原町、藤原町 H24.10.10~：美山町 H24.10.18~：栗原町 H24.10.28~：美原町
	シシアら(野生のものに限る。)	H24.3.18~：水戸市 H24.3.18~：水戸市
水産物	ヤマメ(葉巻を除く。)	H24.4.27~H24.11.9解除：薄間川(支流を含む。) H24.4.27~H25.3.29解除：小川(支流を含む。)
	イワナ(葉巻を除く。)	H24.6.8~H24.11.9解除：薄間川(支流を含む。)
	イノシシの肉	H24.9.10~：全県 H24.9.10~：全県
	クマの肉	H24.11.14~：全県 H24.11.14~：全県
肉	ヤマブタの肉 H24.1.28~：全県	
その他	H23.6.30~H24.5.28解除：桐生市 H23.6.30~H25.6.7解除：川州市	
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18~：磯崎町、龍野町 H24.10.28~：上杉町 H24.11.8~：鳩山町
千葉県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ	H23.4.4~4.22解除：旭市、香取市、多古町
	キャベツ、アスパラゲーズ、サンショウ	H23.4.4~4.22解除：旭市
	パセリ	H23.4.4~4.22解除：旭市
	セロリ	H23.4.4~4.22解除：旭市
キノコ	モリコロ	H24.4.5~H25.10.23解除：市原市、木更津市 H24.4.5~H25.1.14解除：安房町 H24.4.5~H25.9.21解除：銚子市
	タケノコ	H24.4.11~H27.1.22解除：柏市、白井市 H24.4.11~H25.10.23解除：八千代市 H24.4.12~H25.10.23解除：船橋市 H24.4.18~H25.10.23解除：芝山町
	栗	H23.10.11~：栗原市 H23.10.11~H24.10.14解除：香取市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される熊本シメダク「葉巻使用」は出荷制限の対象から除く。) H23.10.11~H24.10.14解除：香取市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される熊本シメダク「葉巻使用」は出荷制限の対象から除く。)
	栗(産出地)	H23.12.22~H25.10.14解除：香取市 H24.4.18~H25.1.14解除：香取市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される熊本シメダク「葉巻使用」は出荷制限の対象から除く。) H24.4.18~H25.1.14解除：香取市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される熊本シメダク「葉巻使用」は出荷制限の対象から除く。)
栗(産出地)	栗	H24.4.18~H25.1.14解除：香取市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される熊本シメダク「葉巻使用」は出荷制限の対象から除く。) H24.4.18~H25.1.14解除：香取市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される熊本シメダク「葉巻使用」は出荷制限の対象から除く。)
	栗	H24.4.18~H25.1.14解除：香取市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される熊本シメダク「葉巻使用」は出荷制限の対象から除く。) H24.4.18~H25.1.14解除：香取市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される熊本シメダク「葉巻使用」は出荷制限の対象から除く。)
	栗	H24.4.18~H25.1.14解除：香取市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される熊本シメダク「葉巻使用」は出荷制限の対象から除く。) H24.4.18~H25.1.14解除：香取市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される熊本シメダク「葉巻使用」は出荷制限の対象から除く。)
	栗	H24.4.18~H25.1.14解除：香取市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される熊本シメダク「葉巻使用」は出荷制限の対象から除く。) H24.4.18~H25.1.14解除：香取市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される熊本シメダク「葉巻使用」は出荷制限の対象から除く。)
水産物	アワビ	H23.7.8~：千葉県及び千葉県に導入する阿武(支流を含む。)、学業川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	H24.11.18~H25.1.19解除：全県(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
その他	茶	H23.4.2~H24.3.1解除：久留米市 H23.7.8~H24.5.21解除：熊谷市 H23.6.2~H24.5.25解除：八里市 H23.6.2~H24.5.28解除：野田市、喜原市、山梨市 H23.6.2~H25.3.1解除：東田市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.6.2~9.29解除：黒足柄市 H23.6.23~10.17解除：南足柄市、山北町 H23.6.23~10.18解除：安房町、奥平町 H23.6.23~10.26解除：稲沢市 H23.6.27~10.26解除：中井町 H23.6.27~11.1解除：小田原市 H23.6.27~11.1解除：東平町 H23.6.27~H24.3.1解除：東平町
新潟県		出荷制限
農産物	コンブ(野生のものに限る。)	H23.8.9~：島根市、津波町 H24.6.21~：島根市、津波町
肉	クマの肉	H24.11.8~：全県(佐渡市及び諸島を除く。)
山梨県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28~：富士吉原市、富士河口湖町、穂積町
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.20~：富士吉原市、駒代町 H24.10.11~：小淵町、高井町 H24.10.11~H27.11.20解除：小淵町、高井町、高井町(マツタケに限る。) H24.10.11~H27.11.20解除：小淵町、高井町(マツタケに限る。)
	コンブ	H24.10.11~H27.11.20解除：小淵町、高井町(マツタケに限る。) H24.10.11~H27.11.20解除：小淵町、高井町(マツタケに限る。)
	シシアラ	H23.12.7~H24.10.14解除：小淵町、高井町(マツタケに限る。) H23.12.7~H24.10.14解除：小淵町、高井町(マツタケに限る。)
	肉	シシアラの肉 H23.12.7~H24.10.14解除：小淵町、高井町(マツタケに限る。)
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.8~：静岡市、小笠原市 H24.10.9~：富士吉原市、富士市 H24.10.7~：静岡市

※「」の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績：平成30年6月7日現在

福島県	摂取制限
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	<b>H23.3.23～ 下記の地域以外</b>
	H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、榎枝岐村
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇柘木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇業師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域を除く。)
	H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村
	H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
	H23.3.23～H27.2.18解除：楢葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
	H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇柘木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇業師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)
H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)	
結球性葉菜類(キャベツ等)	<b>H23.3.23～ 下記の地域以外</b>
	H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、榎枝岐村
	H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇柘木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇業師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域を除く。)
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
	H23.3.23～H27.2.18解除：楢葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
	H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇柘木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇業師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)
	H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)
アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)	<b>H23.3.23～ 下記の地域以外</b>
	H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)
	H23.3.23～5.4解除：いわき市
	H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、榎枝岐村、只見町
	H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇柘木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇業師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))及び大玉村
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
	H23.3.23～H27.2.18解除：楢葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
	H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇柘木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇業師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)
H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)	
原木シイタケ(露地)	<b>H23.4.13～： 飯館村</b>
キノコ類(野生のものに限る。)	<b>H23.9.0～： 棚倉町(※首根菌に属する野生キノコに限る)</b>
	<b>H23.9.15～： いわき市、榎倉町</b>
	<b>H23.9.20～： 南相馬市</b>
水産物 イカナゴの稚魚 ヤマメ(養殖を除く。)	H23.4.20～H24.6.22解除： 全域 <b>H24.3.29～： 新田川(支流を含む。)</b>
肉 イノシシの肉	<b>H23.11.9～： 相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村</b>
	<b>H23.11.25～： 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村</b>

※ [ ] の箇所は摂取制限の対象